

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、日は、
たる翌日)

基づき、八上土地改良区の定款の変更を昭和四十九年二月二十八日認可し
たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十九号

昭和四十八年十二月二十四日付けで会見町から申請のあつた土地改良へ
高姫地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に

告 示

- ◆教委告示 昭和四十九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施
- ◆人委規則 べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- ◆公 告 林業改良指導員資格試験の合格者
- 昭和四十九年度鳥取県育英奨学生募集要領

鳥取県告示第百七十七号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（田越地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月五日から用途廃止した。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

場	所	(面 方 メ ー トル)	積 用 途
鳥取市徳尾字蛇尾五一番一地先	西 尾 邑 次	二〇・六七	水路敷

鳥取県告示第百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月五日から用途廃止した。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月五日から用途廃止した。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

場	所	(面 方 メ ー トル)	積 用 途
西伯郡西伯町大字原字四反田八六八番五地先まで	西伯郡西伯町大字原字四反田八六八番五地先から	七一・〇〇	道路敷

鳥取県告示第百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月五日から用途廃止した。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

場	所	(面 方 メ ー トル)	積 用 途
米子市西三柳字深池尻中通二七六番地先まで	米子市西三柳字深池尻中通二七六番地先から同	二五五・二三	水路敷

場所	(面積)	用途
鳥取市徳吉字下崎高下三九一一番一地先	七・三八	水路敷
鳥取市徳吉字下崎高下三九一一番一地先	五五・五八	水路敷
鳥取市安長字砂原六五〇番四地先	三五・三八	水路敷
鳥取市安長字鳴畑六三三番四地先	三五・〇七	水路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六七四番二地先から同市	二二六・七八	水路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六七四番二地先まで	一八〇・九一	水路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六八二番二地先から同市	二六二・三二	水路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六九六番一地先まで	二二二・七〇	水路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六九六番一地先から同市	一〇・〇〇	水路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六九六番四地先まで	三二・八三	道路敷
鳥取市徳吉字奥中沢三九四番三地先	五五・五七	道路敷
鳥取市安長字砂原六六七番七地先	五五・〇八	道路敷
鳥取市安長字向嶋六四八番六地先	一三九・〇五	道路敷
鳥取市安長字砂原六六七番三地先から同市	二四六・一四	道路敷
鳥取市安長字向嶋六四八番二地先から同市安長字	三〇・二九	道路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六七一一番三地先まで	三六三・八八	道路敷
鳥取市安長字吉右衛門田六八三番二地先まで	七五・六五	道路敷

鳥取県告示第百七十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月五日から用途廃止した。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理人

場所	(面積)	用途
倉吉市清谷字渕ノ上三三九番二地先	二八・六九	水路敷

鳥取県告示第百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年三月五日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画の決定に係る土地の区域

千代水土地区画整理事業

鳥取市秋里字上堺町ケ坪、字下堺町ケ坪、字東大石橋、字大繩、字東魚尾、字西魚尾、字小橋及び字念仮免、南限字曾崎、字狐隈ノ二、

- 字板立、字摺鉢、字秋里田、字狐隈ノ一、字寺田及び字念仏免、賀露
町字東横江、字東野菜、字東下河原、字西横江、字中野菜、字西野菜、
字西下河原、字摩尼田、字東六通、字殿免、字川住、字中六通、字美
濃隈、字百々田、字西六通、字七隈田及び字溝狭、岩吉字北本田、字
東金田及び字西金田並びに湖山町字高隈、字土器免、字犬伏、字中道、
字三島田及び字大石橋
- 二 縦覧場所
- 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課
- 三 施行地区に含まれる地域の名称
- 米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野
- 四 事業施行期間
- 昭和四十五年七月七日から昭和五十三年三月三十一日まで
- 五 事務所の所在地
- 主たる事務所
米子市久米町七番地 鳥取県米子都市開発事務所
- 従たる事務所
- 六 事業計画の決定の年月日
- 昭和四十五年七月二日
- 七 事業計画の変更の年月日
- 昭和四十九年二月二十八日
- 八 事業計画の変更の年月日
- 昭和四十九年二月二十八日
- 九 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に
規定する道路の位置を昭和四十九年三月五日次のとおり指定したので、建
築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により
告示する。
- その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
- 昭和四十九年三月五日
- 鳥取県知事職務代理者
- 鳥取県総務部長 西 尾 邑 次
- 一 土地区画整理事業の名称
- 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
- 鳥取県

申請人の住所	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市塙町二丁目 九五六	倉吉市生田字東河原六六八ノ 三・六六九ノ一・六六九ノ二・ 六七〇ノ一の一部	幅員 五・二〇メートル 延長 一三〇・八〇メートル
大原吉友		

高等学校名	学科名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二二〇番地	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一一番地一	"

一 募集学校及び募集生徒数

昭和四十九年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和四十九年三月五日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

昭和四十九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和四十九年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

- 二 出願資格
- 1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者
 - 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条 各号の一に該当する者
- 三 出願手続
- 1 入学志願者は、出願期間内に次の書類等（以下「出願書類」といふ。）を希望高等学校に提出しなければならない。
 - (1) 入学志願書（用紙は、県教育委員会所定のもの）に入學選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはりつけたもの
 - (2) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
 - (3) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）
 - 2 各募集高等学校長は、出願書類を受理したときは、受検証を交付しなければならない。
 - 3 受付場所 各志望高等学校
- 四 出願期間及び受付場所
- 1 出願期間 昭和四十九年四月三日（水）から四月八日まで（日曜日を除く。）とする。なお、郵送による場合は、昭和四十九年四月四日までの消印のあるものに限る。
 - 2 受付時間 每日九時から十七時（土曜日は、十二時）までとする。
 - 3 受付場所 各志望高等学校
- 五 入学者選抜学力検査の期日及び会場等
- 1 検査日時 昭和四十九年四月十日（水）九時から（ただし、集合時

刻は、八時三十分

2 検査会場 各志望高等学校
3 検査科目 国語（現代国語及び古典乙）、数学（数学Ⅲを除く。）
及び英語

六 入学者の選抜方法

調査書及び入学者選抜学力検査の成績を総合して選抜する。

七 合格者の発表

昭和四十九年四月十二日（金）十二時に各募集高等学校で合格者を発表する。

八 注意事項

- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しないこと。
- 2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。
- 3 入学志願書の用紙は、各募集高等学校で受け取ること。
- 4 質疑事項について返信を必要とする者、用紙の郵送を希望する者及び出願書類を郵送する者は、返信用切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

九 参考事項

- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させる。
国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- 2 専攻科の修業年限は、一年とし、前期（四月から八月まで）及び後期（九月から三月まで）の二期とする。
- 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずる。

人事委員会規則

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第五号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

一級	岩美郡岩美町大字島越	岩美郡岩美町大字洗井
二五九番地	蒲生小学校鳥越季節間分校	蒲生小学校洗井季節間分校
一級		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

昭和49年3月5日 火曜日

鳥取県公報

公

告

昭和49年2月8日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和49年3月5日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

西 田 誠 吉

日下部 隆 史

岡 村 正 徳
生 田 公 良

昭和49年度鳥取県育英奨学生の募集を次の要領により実施する。

昭和49年3月5日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

- (3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区分	所得基準額
1人	600,000円
2人	1,190,000
3人	1,340,000
4人	1,480,000
5人	1,620,000
6人	1,760,000
7人	1,900,000

昭和49年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績

優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

◎ 高校奨学生

2 出願資格

- (1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。
- (2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに140,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
- 2 年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及び専従者給与(専従者控除分を含む。)並びにこれらの性質を有する給与等(遺族年金、扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額(源泉徴収票等にいう支払金額)をもとにして、次の計算式によつて得られた金額を所得金額とする。

- (ア) 収入金額が200万円以下の場合
 収入金額×0.8-400,000円
- (イ) 収入金額が200万円を超えて300万円以下の場合
 収入金額×0.7-200,000円
- (ウ) 収入金額が300万円を超える場合
 収入金額-1,108,000円

イ 農業所得

総収入金額(農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む。)から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家きんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの)を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残つているもの(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

特別の事情	特別控除額
母子世帯であること。	160,000円
就学者のいる世帯であること。	
小学校児童1人につき	48,000円
中学校生徒1人につき	62,000円
高等学校生徒1人につき	国公立 101,000円 私立 105,000円
高等専門学校学生1人につき	国公立 103,000円 私立 153,000円
大学生1人につき	国公立 140,000円 私立 226,000円
身体障害者のいる世帯であること。	1人につき 240,000円
長期療養者のいる世帯であること。	長期療養のため経常的に特別の支出をしている金額
主たる家計支持者が別居している世	別居のため特別に支出している金額。ただし、

帶であること。	204,000円を限度とする。	年間授業料+208,000円を加えるものとする。
火災、風水害、盜難等の被害をうけた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畠、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額	高校奨学生 30人 大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき240,000円。ただし、その所得が240,000円未満の場合は、その金額	高校在学中 月額 3,000円 大学在学中 月額 10,000円
(4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることになった場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときは除く。	(5) 奨学資金を受けることになる日(昭和49年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。	6 奨学資金の返還 奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用するので出願することができる。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。この場合、(3)の特別控除額表の就学者のいる世帯であることによる特別控除額に、出願者が大学に自宅外通学しているときは、本人につき

3 採用人員 高校奨学生 30人 大学奨学生 40人(このうち5人は、同和地区出身者に限る。)	5 貸与の期間 奨学資金貸与の期間は、昭和49年4月から次に掲げる終期までとする。 (1) 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期 (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
7 出願の手続き (1) 奨学学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。 ア 市町村長の証明した家族の所持の状況を記載した書類 イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。) (2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう又	6 奨学資金の返還 奨学資金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
8 附則	本規則は、昭和49年4月1日より施行する。
9 署名	鳥取県知事 ○

は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならぬ。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和49年4月1日(月)から昭和49年4月15日(月)まで

(2) 選考期日

第1次選考(書類) 昭和49年5月上旬

第2次選考(面接) 昭和49年5月中旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行

う。)

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行うこと。